

香川県条例第70号

香川県議会図書室設置条例等の一部を改正する条例

(香川県議会図書室設置条例の一部改正)

第1条 香川県議会図書室設置条例（昭和24年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 香川県議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第100条第19項</u>の規定により、香川県議会議事堂内に香川県議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。</p>	<p>第1条 香川県議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第100条第18項</u>の規定により、香川県議会議事堂内に香川県議会図書室（以下「図書室」という。）を置く。</p>
<p>第2条 略</p> <p>(1) 法<u>第100条第17項</u>の規定により送付を受けた官報及び政府の刊行物</p> <p>(2) 法<u>第100条第18項</u>の規定により送付を受けた他の都道府県の刊行物</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>第2条 図書室は、次に掲げる刊行物を収集整理し、香川県議会議員の調査研究に資する。</p> <p>(1) 法<u>第100条第16項</u>の規定により送付を受けた官報及び政府の刊行物</p> <p>(2) 法<u>第100条第17項</u>の規定により送付を受けた他の都道府県の刊行物</p> <p>(3)～(7) 略</p>

(香川県議会委員会条例の一部改正)

第2条 香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条（委員の改選）</p> <p>第10条～第34条 略</p> <p>附則</p> <p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、<u>第6条第3項</u>の規定により後任者が選任された常任委員の任期は、その選任の時までとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第8条 略</p> <p>第9条（常任委員及び議会運営委員の改選）</p> <p>第10条～第34条 略</p> <p>附則</p> <p>（常任委員の任期）</p> <p>第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、<u>第6条第2項</u>の規定により後任者が選任された常任委員の任期は、その選任の時までとする。</p> <p>2・3 略</p>

4 第6条第3項の規定により選任された常任委員の任期は、その選任の時から起算する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会)

第4条 略

2・3 略

4 前項の委員の任期については、委員会に付議された事件が議会において審議を終了した時までとする。

(特別委員会の設置)

第5条 略

2 前項の特別委員会の委員の定数は、その都度議会の議決で定める。

3 前項の委員の任期については、第3条の規定を準用する。ただし、委員会に付議された事件が議会において審議を終了したときは、当該審議の終了の時までとする。

(委員の選任の時期)

第6条 略

2 特別委員の選任は、特別委員会が設けられたとき又は特別委員の任期満了後の最初の議会において行う。

3 前2項の規定にかかわらず、常任委員、議会運営委員又は特別委員（以下「委員」という。）の任期満了前30日以内の議会においては、当該委員の後任者を選任することができる。

(委員の割当て)

第7条 委員は、各派の所属議員数の比率により、各派に割り当て選任する。ただし、議会運営委員又は特別委員の選任については特別の事情があるときは、各派の所属議員数の比率による割当てをしないことができる。

(委員の改選)

第9条 委員の任期中において、委員の定数を改正し、又は各派の所属議員数に異動があったため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、

4 第6条第2項の規定により選任された常任委員の任期は、その選任の時から起算する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会)

第4条 略

2・3 略

(特別委員会の設置)

第5条 略

2 前項の特別委員の定数は、その都度議会の議決で定める。

(委員の選任の時期)

第6条 常任委員及び議会運営委員の選任は、一般選挙後又は常任委員若しくは議会運営委員の任期満了後の最初の議会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、常任委員又は議会運営委員の任期満了前30日以内の議会においては、当該常任委員又は議会運営委員の後任者を選任することができる。

3 特別委員の選任は、その特別委員会が設けられたときに行う。

(委員の割当て)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、各派の所属議員数の比率により、各派に割り当て選任する。ただし、議会運営委員又は特別委員の選任については特別の事情があるときは、各派の所属議員数の比率による割当てをしないことができる。

(常任委員及び議会運営委員の改選)

第9条 常任委員及び議会運営委員の任期中において、常任委員又は議会運営委員の定数を改正し、又は各派の所属議員数に異動があったため、常任

第3条第1項若しくは第2項（第3条の2第3項及び第5条第3項本文において準用する場合を含む。）又は第4条第4項（常任委員等の任期）の規定にかかわらず、議会の議決により委員の改選を行うことができる。

委員又は議会運営委員の各派割当数を変更する必要があるときは、第3条第1項又は第2項（第3条の2第3項において準用する場合を含む。）（常任委員等の任期）の規定にかかわらず、議会の議決により常任委員又は議会運営委員の改選を行うことができる。

（証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正）

第3条 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例（昭和36年香川県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 略</p> <p>（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第100条第1項後段</u>の規定による県議会の要求に応じて出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>（2） 法<u>第109条第5項</u>において準用する法第115条の2の規定による<u>公聴会に参加した者</u>及び<u>県議会の委員会</u>の要求に応じて出頭した参考人</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p><u>（5）～（12）</u> 略</p> <p>（13） 漁業法第132条において準用する同法第116条第1項の規定による 県内水面漁場管理委員会の要求に応じて出頭した者</p> <p>（14） 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者に対して支給する費用弁償及び手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第100条第1項</u>の規定による県議会の要求に応じて出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>（2） 法<u>第109条第6項</u>、<u>第109条の2第5項</u>又は<u>第110条第5項</u>の規定による県議会の<u>常任委員会</u>、<u>議会運営委員会</u>又は<u>特別委員会</u>の要求に応じて出頭した参考人</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>（5） 法<u>第109条第5項</u>、<u>第109条の2第5項</u>又は<u>第110条第5項</u>の規定による<u>公聴会に参加した者</u></p> <p><u>（6）～（13）</u> 略</p> <p>（14） 漁業法第132条で準用する同法第116条第1項の規定による県内水面漁場管理委員会の要求に応じて出頭した者</p> <p>（15） 略</p>

（香川県議会政務調査費交付条例の一部改正）

第4条 香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>香川県議会政務活動費交付条例</u>	<u>香川県議会政務調査費交付条例</u>

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、香川県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴及び広報、要請又は陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てができるものとする。

(政務活動費の交付)

第3条 政務活動費は、月の初日に議員である者に対し交付するものとする。

2 月の初日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は香川県議会（以下「議会」という。）の解散があったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員は、政務活動費の交付の対象としない。

(政務活動費の額等)

第4条 政務活動費の額は、月額30万円とする。ただし、月の途中において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、政務活動費の交付の対象としない。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合においても、当該月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(知事への通知)

第5条 香川県議会議長（以下「議長」という。）は、毎年度4月3日までに、政務活動費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の途中において政務活動費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、香川県議会（以下「議会」という。）の政務調査費の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付)

第2条 政務調査費は、月の初日に香川県議会議員である者（以下「議員」という。）に対し交付するものとする。

2 月の初日において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員は、政務調査費の交付の対象としない。

(政務調査費の額等)

第3条 政務調査費の額は、月額30万円とする。ただし、月の途中において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、政務調査費の交付の対象としない。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合においても、当該月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(知事への通知)

第4条 香川県議会議長（以下「議長」という。）は、毎年度4月3日までに、政務調査費の交付を受ける議員を知事に通知するものとする。

2 議長は、年度の途中において政務調査費の交付を受ける議員に異動が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

(政務活動費の交付決定等の通知)

第6条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務活動費の交付を決定し、その旨を議長及び当該議員に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(政務活動費の請求及び交付等)

第7条 議員は、前条前段の規定による通知があったときは、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、四半期の途中において新たに議員となった者は、前条前段の規定による通知があったときは、議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日の場合は、当該月。以下この項において同じ。）の10日までに、議員となった日の属する月の翌月以降の当該四半期分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 四半期の途中において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、速やかに、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当該月）以降の当該四半期分の政務活動費を、知事に返還しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第8条 議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2・3 略

(政務調査費の交付決定等の通知)

第5条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務調査費の交付を決定し、その旨を議長及び当該議員に通知するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(政務調査費の請求及び交付等)

第6条 議員は、前条前段の規定による通知があったときは、四半期の最初の月の10日までに、当該四半期分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、四半期の途中において新たに議員となった者は、前条前段の規定による通知があったときは、議員となった日の属する月の翌月（議員となった日が月の初日の場合は、当該月。以下この項において同じ。）の10日までに、議員となった日の属する月の翌月以降の当該四半期分の政務調査費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

3 四半期の途中において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により、議員でなくなったときは、当該議員でなくなった者（議員が死亡した場合にあっては、その相続人）は、速やかに、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当該月）以降の当該四半期分の政務調査費を、知事に返還しなければならない。

(政務調査費の使途)

第7条 議員は、政務調査費を議長が別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第8条 議員は、年度における政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務調査費による支出（1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。）に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2・3 略

(会計帳簿等の整理等)

第9条 議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(議長の調査等)

第10条 議長は、第8条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等に関し、必要があると認めるときは政務活動費の適正な運用を図るために調査を行うとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において了政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

2 前項に規定する場合において、知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

3 略

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託（共同で実施するものを含む。）に要する経費
研修費	(1) 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同で実施するものを含む。）に要する経費 (2) 団体等が実施する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴及び広報の活動に要する経費
要請陳情費	議員が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会議費	(1) 議員が行う住民相談会等各種会議に要する

(会計帳簿等の整理等)

第9条 議員は、政務調査費の収入及び支出について、会計帳簿を調製し、その内容を明確にするとともに、領収書等を整理し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、第8条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書等に関し、政務調査費の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、調査を行うことができる。

(政務調査費の返還)

第12条 議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において了政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を知事に返還しなければならない。

2 前項に規定する場合において、知事は、当該議員に対し、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

3 略

	<u>経費</u> <u>(2) 団体等が実施する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費</u>	
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入及び利用に要する経費	
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	
事務費	議員が行う活動に係る事務に要する経費	
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条中証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例第1条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の香川県議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(香川県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 香川県特別職報酬等審議会条例（昭和41年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における<u>政務活動費</u>の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における<u>政務調査費</u>の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>